

昭和四五年陽第一八三号

判決

07 27 48
東京

原告 ロナルド・アラン・マクリーン

右訴訟代理人弁護士 秋山 幹 男

弘中 悳一郎

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被告 法務大臣田中伊三次

右指定代理人 伴 喬之輔

宮北 登

樋口 哲夫

伊藤 藤 進 郎

萩原 司 主 税 郎

黒木 忠 正

新津 宏 明

黒田 衛 三

末永 純 三

右当事者間の在留期間更新不許可処分取消請求事件について、
当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

一 被告が昭和四五年九月五日付でした原告の在留期間更新の不許可処分を取り消す。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

主文同旨の判決

二 被告

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決

第二 原告の請求原因

一 本件処分の存在および経緯

1 原告は、アメリカ合衆国国籍を有する外国人で、昭和三三年ハワイ大学美術科を卒業し、ハワイ州で公立学校の教諭等をした後、アジア平和奉仕団の一員として韓国に渡つたが、同四四年四月二一日その所持する旅券に在韓国日本大使館発行の査証を受けたりえて采旦し、同年五月一〇日下関入国管理事務所入国審査官により、出入国管理令（以下単に「令」という。）第四条一項一六号、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令（以下単に「省令」という。）一項三号に該当する者としての在留資格をもつて、在留期間を一年とする上陸許可の証印を受けて本邦に上陸し、入国した。

2 原告は、入国後東京都内に居住し、当初はベルリッツ

語学学校（以下「ベルリッツ」といふ。）に、その後は財団法人英語教育協議会（以下「キエリック」といふ。）に英語教師として勤務して生計をたてるかたわら、かねて念願していた琵琶の修練を日本琵琶協会理事錦琵琶宗家水原五郎に師事して遍二回、また、琴の修練を生田流三上良子に師事して遍一回うけ、日本古来の音楽文化の研究を続けてきたものである。

3 原告は、昭和四五年五月一日さらに日本での英語教育および琵琶、琴等の研究を継続する必要があつたので、被告に対し、右を理由として一年間の在留期間の更新を申請したところ、被告は同年八月一日「出国準備期間

として同年五月一〇日から同年九月七日まで一二〇日間の在留期間更新を許可する。」との処分（以下「本件（一）処分」といふ。）をした。そこで、原告は、さらに同年八月二七日被告に対し、同年九月八日から一年間の在留期間の再更新を申請したところ、被告は同年九月五日付で、原告に対し右更新を許可しないとの処分（以下「本件（二）処分」といふ。）をした。

二 本件処分の違法性

しかし、本件（一）処分は、次の理由により違法である。

1 令二一条三項所定の在留期間の更新の許可は、「更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り」

されるのであるが、日本国憲法の前文および九八条は、国際協論主義を建前としており、また、令二一条一項は、日本在留の外国人に対し在留期間の更新をうける権利を与えており、いつたん入国を許可された以上、令五一条一項各号の要件がないものと認められているのであり、さらに、~~決定の~~各在留期間は、各在留資格の下での各在留目的に照らし、極めて短期間にすぎるのであるから、日本に適法に在留している外国人は、在留期間満了後も令二四条各号の要件またはそれに準ずべき事由その他とくに著しく不適當な事情がある場合を除いては、原則として在留期間の更新を受けることができると解すべ

きである。ところが、被告の本件□処分においては、原告の在留期間の更新を許可しないことについてなんら合理的な理由が存しないのであるから、同処分は違法である。

2 また、仮に右主張が容れられないとしても、本件□処分は、次のとおり、法務大臣の裁量権の範囲を逸脱し、違法である。

(1) 被告は、本件□処分の理由として、原告がベルリッツの教師としての活動をすることが、その在留資格であり、かつ、入国許可の要件であつたのに、これに反して転職したことをあげるが、原告の上陸許

可の証印としては、「四一―一六―日」との記載が、また査証には「雇用のため」との記載があるのみであるから、被告が、右に表示されていない事項を在留資格として扱い、その資格以外の活動を行なつたことを理由に、在留期間更新の不許可処分をすることは許されない。

(2) 仮に、原告の在留資格を最も狭く解釈しても、それは英語教師として勤務する資格であるというべきところ、原告が、キエレツクに転職した後においても原告の右資格には全く変動がないのであるから、在留資格外の活動をしたことにならないのはいうまで

もない。また、日本国憲法二二条は、外国人に対しても転職の自由を保障しているというべきであるから、原告の同一在留資格内での転職を理由に本件処分のような不利益処分をすることは許されないのである。

なお、在留外国人が転職に際して入管当局に許可を求めるとか、通知をするという手続は要求されていないのであるから、外国人が入管当局に無断で転職することが許されないものと解すべき余地はない。

(3) 仮に、ベルリツツの英語教師として勤務することが原告の在留資格であつたとしても、原告のベルリ

ツツからキレツクへの転職（以下「本件転職」とい
う。）には、次のような正当な理由があつた。

すなわち、原告は昭和四四年五月一〇日入国後直
ちにベルリッツに勤務したが、原告は、ハワイや韓
国での経験に基づき、自分なりの英語教育方法を有
しており、ベルリッツの画一的教授方法に疑問を持
ち、生徒に進歩の無いのを見て自己の確信する方
法で教える必要を感じたが、ベルリッツは、放送設
備により教師を監視して画一的教授方法を強制する
ばかりでなく、授業のスケジュールが乱れて、当日
にならないと授業担当時間が定まらず、余暇の予定

も罷めな
ない状態になつた。さらに、原告に対する給
与の支払いが遅れたり、それがベルリッツの近辺に
支店のない銀行払いの小切手でされたうえ、原告が
昼休みに当該銀行にその支払いをうけに行つて授業
に五分間遅刻したことをとがめられたりしたことな
どの事情が重なつたため、原告はベルリッツに対し
強い不満と不信感を抱くに至つた。他方、原告は、
その頃フルブライト委員会の人に紹介されて
ツクに行き、その教授方法が自己の信ずるとおりの
ものであることを知り、同年六月上旬ベルリッツを
退職してエレツクに勤務するに至つたのである。

なお、ベルリッツは、国際的な語学教育機関であるが、日本では設立されてから日も浅いうえ、英語教育専門機関でないのに対し、キレツクは、昭和三年七月学界、財界の有志によつて設立された日本英語教育研究委員会の事業拡張により同三八年二月設立された財団法人で、この種の英語教育機関としては、設備、教師、活動、権威等の点で日本では最大の規模のものであつて、ベルリッツに比してなんら遜色はなく、転職先が不適切といえないことも明らかである。

□ また、被告は、本件□処分の理由として、①原告が外国人ベ平運に所属し、政治活動に参加したこと、および②本件□処分の前在留期間の更新たる本件(一)処分が出国準備期間としてされたことをあげている。

(1) しかし、右の各理由は本件訴訟以前には開示されなかつたものであるところ、本件事案のように処分の裁量の範囲が大きく、かつ人身に関する処分の場合には、処分の理由を訴訟において追加、変更することは、被処分者にこの点に関する十分な準備の余裕を与えずに訴訟進行を強いることになり、司法救済を困難ならしめるから、許されない。

(2) 仮に、右のような処分理由の追加が許されるとし

ても、①のような処分理由に基づいてされた本件口
処分は違憲、違法なものである。

すなわち、いわゆる「政治活動」の中には狭義のも
のと広義のものとかあり、前者を行なう権利（

Political rights）は、参政権であつて、具体
的には選挙権、被選挙権、公務員就任権、国民投票
権などがこれに包含され、国の主権者たる国民のみ
が有するものであるのに対し、後者を行なう権利は、
国の政治について意見を表明したり、政治情報を取
集したり、研究、討論などを行なう権利であつて、
これらの行動は思想の自由、表現の自由、集会、結

社の自由と結びついた市民生活的行動であり、市民
としての権利（*Civil rights*）である。そし
て、このような思想の自由、表現の自由等は、民主
主義社会の健全な発展、維持にとつて不可欠である
とともに、人間として根源的な自由であり、国家が
これを侵害することは絶対に許されない天賦の基本
的人権であつて、国の政策によつて直接に利益、不
利益を受ける在日外国人に対しても保障されるべき
ものである（なお、被告は、わが国の特定の政治政
策に影響を与える政治活動を他の政治活動から区別
し、また、政治的活動をそらでない表現活動から区

別して、これらを外国人に憲法上保障されていないものである旨主張するが、このような区別はそもそも根拠がないうえ、区別自体極めて困難であるから、右主張は結局外国人に対して憲法二一条の適用を全面的に認めないことに帰着し、失当である。

原告は、ベトナム侵略戦争を非人道的な許すべからざるものと考え、これに対する反対の意思表示を、集会、デモ行進、ビラまき、反戦放送などの合法的かつ平和的手段によつて行なつてきたものであるが、これは、アメリカ合衆国政府の戦争政策に反対する政治的行為であることはいうまでもないが、同時に

人間の良心から出発した思考の末やむにやまれずした表現行為であつて、日本国憲法二一条の保障する基本的人権の行使であるから、これを理由として在留期間更新の不許可処分をすることは許されない。

(3) また、前記②のような理由に基づく本件□処分も違法である。

すなわち、令二一条によると、在留期間更新の許否は申請のあつたときに判断されるべきものであつて、事前に次回以降の処分を拘束するような処分は認められていないし、かつ、そのような処分を認めるべき合理的必要性も全くない。

また、被告主張の出国準備期間という許可処分は、許可処分としての面と不許可処分としての面とを併わせもつ、極めて内容の不明確なものであり、かつ、外国人の地位を著しく不安定にする処分であるから、許されない。さらに、本件(一)処分がされても、原告の在留資格には変更はないといふべきであるが、仮にこれが在留資格を変更する処分であるとする、令二〇条、二一条所定の在留期間の更新は在留資格の変更を伴わない処分なのであるから、その申請に対して在留資格を変更する処分は許されないはずである。

ところで、本件(一)処分が出国準備期間のためのものであつたとしても、右処分は前記のとおり、原告の転職、政治活動を理由としてされたものであるから違法なものであるところ、これを前提としてされた本件(一)処分も、その違法性を承継するものであるから、違法である。

(4) さらに、日本国憲法による基本的人権および法の下での平等の保障は、在日外国人についても合理的な範囲で及ぶものと解すべきところ、本件(一)処分は、原告の前記のような英語教育、日本古典音楽の研究を途中で断念させることになつて、原告の幸福追求

権（憲法一三条）、学問の自由（同二三条）、居住の自由（同工二条）を侵害することになり、また、原告と同じくキレック等に勤務している外国人教師たちの多くが、在留期間の更新を再三許可されて安定した生活を営んでいるのに対し、原告に対してのみ在留期間の更新を認めないで差別する合理的事由は何もなく、法の下での平等の原則（同一四条）に反するもので、違法である。

三 よつて、原告は、本件口地分が違法であることに基づき、その取消しを求める。